

# 事業所から出るごみ ルールを守っていますか？

事業所から出るごみの出し方には、家庭ごみとは違うルールがあります。  
ルールを破ると、**処理施設に支障**が出るとともに、**事業所や個人が罰金**などを受ける可能性もあります。  
一度、見直してみませんか？

## 燃やすごみ



紙くず

布(化繊を除く)

生ごみ

木くず、草など

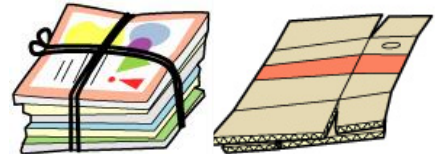
- 自身でクリーン 21 長谷山に持ち込み  
(市町のごみ担当課で承認を受けたことを示す書類をもらう必要があります)
- 市町の許可・承認を受けた一般廃棄物収集運搬業者に依頼



中が見える袋に入れて、  
事業所名を記載してください



長さ 50cm 以上の  
ものは搬入できません。



古紙や段ボールは  
リサイクルへ！

※製造業から出る食品残さや木くずなどは産業廃棄物になるものがありますので、  
該当するものは産業廃棄物処理業者に依頼して処理してください。

## 燃やさないごみ(産業廃棄物として処理)



プラスチック、ビニール、発泡スチロール、PP バンド、缶、ビン、  
ペットボトル、金属、ガラス、ゴム、家電、化繊の布、コンクリート  
ブロックなど

※**プラスチックは汚れの有無に関係なく産業廃棄物です。**  
**事務所で出たプラスチックの弁当がらなども同様です。**  
(家庭ごみとはルールが異なります)

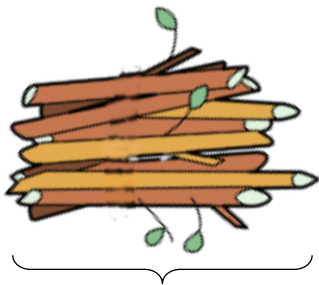
- 城南衛生管理組合の施設には搬入できません**
- 産業廃棄物**処理業者に依頼  
(「京都府 産業廃棄物 許可」で検索)

## 粗大ごみ



大型の木製家具などは 200cm 以下にして粗大ごみ処理施設(リサイクルセンター長谷山)へ搬入  
※**金属、プラスチック製は不可**

## 枝ごみ



} 径 10cm 以下



- 自身でクリーン 21 長谷山に持ち込み (市町のごみ担当課で承認を受けたことを示す書類をもらう必要があります)
- 市町の許可・承認を受けた一般廃棄物収集運搬業者に依頼

長さ 200cm 以下



草は枝ごみとして搬入できません。



笹・竹などは枝ごみとして搬入できません。



シュロ、ソテツなどの繊維質が強いものは枝ごみとして搬入できません。



アセビ、キョウチクトウなどの毒性が強いものは枝ごみとして搬入できません。

50cm 以下にして燃やすごみ



板・角材などは枝ごみとして搬入できません。  
⇒50cm 以下にして燃やすごみ又は 200cm 以下にして粗大ごみ



切り株や根っこは枝ごみとして搬入できません。  
⇒50cm 以下にして燃やすごみ又は専門業者に依頼



縛っている紐やビニール袋は外し、持って帰ってください。  
(機械での処理に支障が出ます)

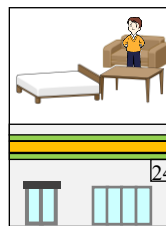
## その他



紙おむつは汚物を取り除き、透明袋に入れ、袋に紙おむつであることと事業所名を記載してください。



土や石は城南衛生管理組合の施設で処理できません。産業廃棄物処理業者や専門業者にお問い合わせください。



住宅 → 家庭系ごみ

店舗 → 事業系ごみ

店舗兼住宅のごみは、店舗部分と住宅部分で分け、それぞれのルールで出してください。

## お問い合わせ先 (ごみ発生場所の市町担当課)

宇治市 (0774-20-8762)	久御山町 (075-631-9917)
城陽市 (0774-53-1400)	(0774-45-3907)
八幡市 (075-983-5340)	宇治田原町 (0774-88-6639)
	井手町 (0774-82-6168)
城南衛生管理組合クリーン 21 長谷山	(0774-52-3581)

イラストは以下に掲載のもの及びそれを加工して使用  
経済産業省ウェブサイト  
(<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/>)  
illustimage.com  
(<https://illustimage.com/>)